

岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金事務取扱要領

令和 7 年 4 月 1 日施行

岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程(以下「規程」という。)に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

(補助金の交付申請)

第 1 条 規程第 6 条第 1 項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書は、規程第 3 条第 1 号から第 5 号に定めるものについては、様式第 1 号の 1 に定めるところによるものとし、規程第 3 条第 6 号から第 9 号に定めるものについては、様式第 1 号の 2 による。

2 前項の申請書に別表 1 に掲げる様式第 1 号の 3 から様式第 1 号の 15 及びその他任意様式の書類から必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第 2 条 規程第 7 条に規定する補助金の交付の決定をした場合の通知は、様式第 2 号により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第 3 条 規程第 8 条第 1 項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業変更等申請書及び岡崎市用地球温暖化対策設備設置変更計画書は次に定めるところによる。

(1) 岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業変更等申請書 様式第 3 号

(2) 岡崎市地球温暖化対策設備設置変更計画書 様式第 4 号

2 規程第 8 条第 2 項に規定する通知は、様式第 5 号により行うものとする。

(地位承継届出書等)

第 4 条 規程第 9 条第 1 項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業地位承継申請書は、様式第 6 号に定めるところによる。

2 規程第 9 条第 2 項に規定する通知は、様式第 7 号により行うものとする。

(実績報告書等)

第 5 条 規程第 10 条第 1 項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業実績報告書は、規程第 3 条第 1 号から第 5 号に定めるものについては、様式

第8号の1に定めるところによるものとし、規程第3条第6号から第9号に定めるものについては、様式第8号の2に定めるところによるものとし、別表3に掲げる必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 規程第10条第3項に規定する通知は、様式第9号の1に定めるところにより、行うものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 規程第11条第1項に規定する請求書は、様式第10号に定めるところによる。

(取得財産処分制限期間等)

第7条 規程第12条第1項に規定する取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等を勘案して、別表5に掲げるとおりとする。

- 2 規程第12条第1項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業財産処分承認申請書は、様式第11号に定めるところによる。
- 3 規程第12条第2項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業財産処分承認通知書は、様式第12号に定めるところによる。

(太陽光発電設備の発電量等報告書)

第8条 規程第17条第1項に規定する協力要請のうち、規程第3条第1号及び第6号の対象設備の発電量等の報告については、様式第13号により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 規程第13条第2項に規定する通知は、様式第14号により行うものとする。

別表 1（補助金の交付申請に必要な添付書類）

対象設備区分	書類
共通	対象設備を設置しようとする所在地を示したもの
共通	契約締結前又は設置工事着手前の設置予定場所のカラー写真（インスタント写真は不可）※別表 2 を満たすこと。
共通	岡崎市税の完納が証明されている納税証明書（2 か月以内に発行されたものに限る。納税証明書の交付を受けることができない者は、納税証明書不添付理由書） 市税に関して猶予を適用される者については、市税の滞納がないことが証明されている納税証明書（2 か月以内に発行されたものに限る。）を提出することとする。
共通 ※事業者のみ	履歴事項全部証明書 又は法人登記が無く履歴事項全部証明書の提出が不可な場合は、直近の確定申告書【第一表及び第二表及び収支内訳書（1・2 面）または所得税青色申告決算書（1～4 面）】（税務署受付印のあるもの） ※決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請段階で開業していることがわかる開業届の写し（税務署受付印のあるもの）
共通 ※事業者のみ	法人所在証明書（履歴事項全部証明書等で補助対象設備を設置した所在地が確認できる場合は省略可能）
住宅用 太陽光発電設備 住宅用 蓄電システム 事業者用 太陽光発電設備 事業者用 蓄電システム 高効率空調 高効率照明	対象設備設置に係る 2 者以上の工事の見積書等の写し ※国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金」交付額にかかる通知到達日以降に契約を締結している場合は、工事請負契約書を合わせて提出する
住宅用 蓄電システム	対象設備設置に係る工事請負契約書の写し（対象設備の費用及びその工事費が示されていること。）

V2H 太陽熱利用システム ZEH	※契約書を交わさずに対象設備を設置する者は、対象設備設置に係る見積書の写しとする。 ※住宅用太陽光発電設備と同時に申請する場合は見積書の写し
住宅用 太陽光発電設備	誓約書（住宅用太陽光発電設備）（様式1号の3）
住宅用 太陽光発電設備	住宅用太陽光発電設備設置計画書（様式1号の4）
住宅用 太陽光発電設備	補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式1号の5）
住宅用 蓄電システム	誓約書（住宅用蓄電システム）（様式1号の6）
ZEH	国が実施する補助事業における補助金の交付決定通知の写し
事業者用 太陽光発電設備	誓約書（事業者用太陽光発電設備）（様式1号の7）
事業者用 太陽光発電設備	事業者用太陽光発電設備設置計画書（様式1号の8）
事業者用 太陽光発電設備	補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式1号の9）
事業者用 蓄電システム	誓約書（事業者用蓄電システム）（様式1号の10）
高効率空調	誓約書（高効率空調）（様式1号の11）
高効率空調	高効率空調省CO ₂ 算定シート（様式1号の12）
高効率照明	誓約書（高効率照明）（様式1号の13）
共通	工事受注申出書（様式1号の14）
共通	その他市長が必要と認める書類 （様式等の記載内容及び添付書類のみでは審査が困難な場合に提出を求める書類）

別表2（別表1 契約締結前又は設置工事着手前の設置予定場所のカラー写真の条件）

共通	建築物全体が確認できること
----	---------------

既 築 建 築 物 に 対 象 設 備 を 設 置 ※ 1	住宅用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと※3
	住宅用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	V 2 H	
	太陽熱 利用システム	集熱部、貯湯部及び蓄熱部が設置されていないこと
	事業者用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと
	事業者用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	高効率空調	改修前における改修部分が確認できること。
	高効率照明	改修前における改修部分が確認できること。
設 備 を 増 設 す る 既 築 建 築 物 に 対 象	増設予定部分が確認できること	
※ 1 ※ 2 新 築 建 築 物 に 対 象 設 備 を 設 置	住宅用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと
	住宅用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	V 2 H	
	太陽熱 利用システム	集熱部、貯湯部及び蓄熱部が設置されていないこと
	事業者用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと
	事業者用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	高効率空調	改修前における改修部分が確認できること。
	高効率照明	改修前における改修部分が確認できること。

Z E H	新築戸建住宅の場合は敷地全体が確認できること
-------	------------------------

※ 1 岡崎市の補助制度によらず設置したものを更新する場合を除く。

※ 2 交付申請時において設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていなければ、施工中の状態又は敷地が確認できること

別表 3（補助金の実績報告に必要な添付書類）

対象 区分 設備	書類
共通	対象設備の設置状態が確認できるカラー写真（インスタント写真は不可）※別表 4 を満たすこと
共通	対象設備設置費に係る領収書の写し又は施工業者等が作成した領収証明書
共通	税に関して猶予を適用され、交付申請時に完納証明書を提出していない者については、岡崎市税の完納が証明されている納税証明書※ 1
共通	対象設備の保証書の写し（ZEHは除く）
住宅用 太陽光発電設備 住宅用 蓄電システム 事業者用太陽光発電設備 事業者用蓄電システム 高効率空調 高効率照明	対象設備設置工事に係る工事請負契約書 ※同時申請のため、蓄電システム、V2H、太陽熱の対象設備について交付申請時点において契約書を提出していない場合、対象設備の設置工事に係る工事請負契約書を添付すること。 ※申請時点において対象設備設置工事に係る工事請負契約書を提出している場合、その内容に変更が無い場合は、省略することができる。
住宅用 太陽光発電設備 事業者用 太陽光発電設備	電力の売買に係る契約書の写し ただし、余剰電力を売電しない場合など契約書が無い場合は、電力会社との契約や協議結果を確認できる書類の写しとする。
ZEH	太陽電池モジュールの配置図（発行者名、補助金申請者名及び

	モジュールの型式と出力が記載されていること)
ZEH	国が実施する補助事業における補助金の額の確定通知書の写し ※ 3
共通	その他市長が必要と認める書類 (様式等の記載内容及び添付書類のみでは審査が困難な場合に提出を求める書類)

※ 1 該当者のみ

※ 2 実績報告書を提出する期日までに、国から未到達の場合、既に国から通知されている交付決定通知の写しを提出することにより審査を受けることができる。ただし、国から額の確定通知書等が到達した場合、速やかに市に提出しなければ補助金の交付を受けることができない。

別表 4 (別表 3 対象設備の設置状態が確認できるカラー写真の条件)

	住宅用太陽光発電設備	住宅用蓄電システム (重点対策加速化事業)	住宅用蓄電システム	V 2 H	太陽熱利用システム	Z E H	事業者用太陽光発電設備	事業者用蓄電システム	高効率空調	高効率照明
対象設備設置後の住宅等の全景(交付申請時の住宅等と同一であると判断できること)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
太陽電池モジュール及びインバータ・保護装置の設置状態	○						○			
集熱部、貯湯部及び蓄熱部のうち設置されているものの設置状態					○					
本体		○	○	○				○		
本体に添付されている銘板(製造番号及び蓄電容量が確認できることとし、銘板にて確認できない場合は確認できるものを添付すること)		○	○					○		
高効率空調の設置状態									○	

高効率照明の設置状態										○
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表 5（取得財産処分制限期間）

区分	取得財産処分制限期間（耐用年数）
住宅用太陽光発電設備	17年
住宅用蓄電システム	6年
V2H	8年
太陽熱利用システム	17年
ZEH	6年
事業者用太陽光発電設備	17年
事業者用蓄電システム	6年
高効率空調 （出力が22キロワット以下のもの）	13年
高効率空調	15年
高効率照明	15年